

【関係根拠法令等】

- 児童福祉法(昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号)
- 児童福祉法施行令(昭和 23 年 3 月 31 日政令第 74 号)
- 児童福祉法施行規則(昭和 23 年 3 月 31 日厚生省令第 11 号)
- 労働安全衛生規則(昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号)
- 社会福祉法(昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号)

【指定基準(人員・設備・運営)関係】

- ◎ 障害児通所支援指定基準(平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号)
「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」
- ◎ 障害児入所施設指定基準(平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 16 号)
「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」
- ◎ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号)
- ◎ 障害児相談支援指定基準(平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号)
「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」
- ◎ 障害児通所支援基準解釈通知(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号)
「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」
- ◎ 障害児入所施設基準解釈通知(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 13 号)
「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」
- ◎ 障害児相談支援基準解釈通知(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 23 号)
「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」

【報酬告示関係】

- ◎ 障害児通所支援報酬告示(平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号)
「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」
- ◎ 障害児入所支援報酬告示(平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 123 号)
「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」
- ◎ 障害児相談支援報酬告示(平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号)
「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」
- ◎ 報酬の留意事項通知(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号)
「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」

【関係条例等】

(大阪府)

- ◎ 大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年 11 月 1 日大阪府条例第 104 号)(「府通所条例」)
- ◎ 大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年 11 月 1 日大阪府条例第 105 号)(「府入所条例」)
- ◎ 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年 11 月 1 日大阪府条例第 103 号)(「府施設条例」)